住所　広島県呉市広大新開２丁目１番６―103号
ティ・キン・ヤマガタ　平成６年３月４日生
住所　名古屋市昭和区鶴舞４丁目５番５号
金茂吉　昭和44年10月29日生
李恒子　昭和49年１月８日生
金浩子　平成16年４月29日生
金秀一　平成18年５月27日生

○外務省告示第九十号

平成二十九年二月二十八日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Ｇに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十九年三月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条２は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書Ｇ３は、日本国の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十八会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千三百七十八万三千円（一二三、七八三、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十七年二月二十八日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジェイソン・Ｐ・ハイランド殿

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年二月二十八日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジェイソン・Ｐ・ハイランド

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○国土交通省告示第百六十八号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十九年三月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号
自動車検査用機械器具登録校正実施機関第一号
二　登録校正実施機関の名称
一般社団法人　日本自動車機械工具協会
三　変更後の登録校正事務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　名古屋支所
愛知県名古屋市昭和区滝子町三十番十六号
愛知県自動車会館三階
四　変更の日
平成二十九年三月十三日

○国土交通省告示第百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川支川七六
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五二度一七分二〇秒　一〇四八・八三五メートルの地点　一号
標柱一号から三二度三二分四秒　二五・三〇四メートルの地点　二号
標柱二号から一七三度四四分五一秒　一六・三九七メートルの地点　三号
標柱三号から二五一度六分一五秒　一五・一〇八メートルの地点　四号
ロ　広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱五号と六号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱五号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五〇度五三分一四秒　一〇三一・九二一メートルの地点　五号
標柱五号から七度一九分三三秒　四四・一一五メートルの地点　六号
標柱六号から一四七度一分二〇秒　三九・八九五メートルの地点　七号

○国土交通省告示第百七十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　津市藤方字亀ノ越八四三地先の測量標（北緯三四度四一分一一秒東経一三六度三一分二〇秒）から一九一度五六分〇六秒一二・四四二メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十九年三月十三日

八　広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱八号と九号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号と十五号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十及び平成二十八年国土交通省告示第千四百三十五号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十五号から十九号までを順次結んだ線及び標柱八号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一四五度五五分〇秒　九二三・〇一〇メートルの地点　八号
標柱八号から三四七度四七分五〇秒　四三・七一八メートルの地点　九号
標柱九号から七〇度五四分五八秒　三二・二六八メートルの地点　十号
標柱十号から三三九度九分九秒　二四・一〇四メートルの地点　十一号
標柱十一号から五三度三〇分五二秒　六・五五七メートルの地点　十二号
標柱十二号から一四四度二八分四三秒　二三・三七四メートルの地点　十三号
標柱十三号から一三度四七分四七秒　一八・六二二メートルの地点　十四号
標柱十四号から一五一度四六分二四秒　五七・〇四七メートルの地点　十五号
標柱十五号から二四八度四三分三一秒　三・五四〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から二一〇度一〇分五七秒　八・四三二メートルの地点　十七号
標柱十七号から二三六度四八分四六秒　一六・一四二メートルの地点　十八号
標柱十八号から二九九度三四分二一秒　二三・二五七メートルの地点　十九号